

就学援助制度

知名町では、経済的な理由によってお子さんを小・中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に対して、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助しています。援助を希望される方は、各小・中学校へお申込みください。

● 就学援助を受けることができる方

知名町に住所があり、知名町立各小・中学校に通学する児童生徒の保護者で、次の申請理由のいずれかにあてはまる方が対象になります。

- (1) 生活保護が廃止又は停止になった。
- (2) 世帯全員の町民税が非課税又は減免された。
- (3) 固定資産税が減免された。
- (4) 国民年金保険料が免除された。
- (5) 児童扶養手当を受けている。
- (6) 上記には該当しないが、世帯全員の所得額が市の定める基準額以下である。

注) 住宅ローン等の債務の返済は考慮できません。

注) 基準額以下であっても町・県民税の申告手続きをしないと所得の確認ができないため認定されません。町・県民税申告が必要な方は、期限内に申告をしてください。期限内に申告をされない場合、認定・支給が遅れる場合があります。

● 申請方法について

申請書は学校から配布されますので、必要書類等をそろえて、各学校の提出期限までにお子さんの通学している学校へ提出してください。

注) 前年度援助を受けていた方も改めて申請が必要です。

注) 小学校・中学校に兄弟姉妹がいる家庭については、小・中別々に申請書の提出が必要です。

● 認定について

世帯状況や所得および各種手当の受給状況の確認を教育委員会で行い、あわせて学校長や民生委員・児童委員の意見を参考に認定を行います。認定結果については、学校長を通じて文書でお知らせします。

● 援助の内容について

学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費等

注) 就学援助は、学校給食費、教材費等の学校納付金を免除する制度ではありません。